

## 報告第24号

平成28年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

平成29年9月4日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

## 1 健全化判断比率

健全化判断比率		備 考
実質赤字比率	— (14.17%)	実質黒字比率 2.25%
連結実質赤字比率	— (19.17%)	連結実質黒字比率 17.59%
実質公債費比率	12.4% ( 25.0%)	
将来負担比率	23.6% (350.0%)	

\* ( ) の数値は早期健全化基準の比率

## 2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業会計	— (20.0%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令第17条第1号の規定による事業の規模 775,607千円</li> <li>・資金剰余比率 113.7%</li> </ul>
公共下水道事業特別会計	— (20.0%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令第17条第3号の規定による事業の規模 141,145千円</li> <li>・資金剰余比率 3.5%</li> </ul>
農業集落排水事業特別会計	— (20.0%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令第17条第3号の規定による事業の規模 28,199千円</li> <li>・資金剰余比率 6.4%</li> </ul>

\* ( ) の数値は経営健全化基準の比率

\* 「令」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令